

刑法改正に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正に係る修正について（報告）

令和6年10月31日開催の第403回鳥取海区漁業調整委員会で諮問した刑法改正に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正に係る改正規則案について、誤りがあったため、以下のとおり修正して改正される見込みです。

なお、この修正は、刑法改正に伴う関係規則の改正を、本県においては「刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則」として、その他の県の規則と一括して改正の手続きを行うこととしたため、鳥取県漁業調整規則以外の改正を要する規則の改正案に修正が生じたものであり、鳥取県漁業調整規則そのものの改正内容に変更があるものではありません。

また、当該規則改正は、前回委員会で報告したとおり、令和6年12月下旬の公布、施行を予定していましたが、令和7年3月下旬の公布、施行予定となりました。

1 修正の概要

- (1) 改正する規則案 附則1の第10条（鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正）に関する箇所について誤りがあり、「禁錮」を「禁錮刑」に修正した。
- (2) 改正する規則案に第5条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）に関する附則（経過措置）を附則3として追加した。
- (3) 規則改正に係る説明資料において規則の名称に誤りがあり、「刑法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則」を「刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則」に修正した。

2 修正した箇所

■改正規則の附則の修正

修正後	修正前
(施行期日) 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）、第9条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）、第10条の規定（「禁錮刑以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分を除く。）及び第12条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3 <u>懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者に係る第5条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3第1号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ無期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、有期の懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。</u>	(施行期日) 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）、第9条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）、第10条の規定（「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分を除く。）及び第12条の規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

■説明資料の修正

修正後	修正前
刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則	刑法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則